

第九 特定病原体等の規制等

1 製造、輸入等の禁止 A B

- ① 特定病原体等Aの製造、輸入、所持、譲渡し、又は譲受けをしてはならない。(例外：P4施設で、公益上必要な試験研究を行う場合(政令で限定列举))
- ② 特定病原体等Bの製造、輸入、所持、譲渡し、又は譲受けをしてはならない。(例外：試験研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合)

2 製造、輸入等の届出 C

- ① 特定病原体等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた場合に、厚生労働大臣へ届け出なければならない。
- ② あらかじめ厚生労働大臣の指定を受けた施設については、例外規定を設ける。

3 使用等の状況の報告 A B C

特定病原体等管理者は、特定病原体等の取扱いの状況に関して、定期的に、厚生労働大臣へ報告しなければならない。

4 特定病原体等取扱主任者の設置 A B

特定病原体等管理者は、特定病原体等取扱主任者を選任しなければならない。

5 特定病原体等の取扱基準の遵守 A B C D

特定病原体等管理者は、特定病原体等ごとに定める取扱いの基準を遵守しなければならない。

6 輸送規制 A B C

特定病原体等管理者は、特定病原体等を運搬する場合に、都道府県公安委員会(警察署)へ届け出なければならない。(Cの特定病原体等については、規制の緩和を検討。)

7 被害発生時の措置等 A B

特定病原体等の発散による被害発生時の際に、警察官等は、警察法等関係法令に基づき、直ちに、被害現場への立入禁止、当該場所にいる者の退去、物品の回収等必要な措置をとらなければならない。

8 事故届 A B C D

特定病原体等管理者は、特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合は、警察官へ届け出なければならない。

9 所管大臣への要請 A B C D

- ① 厚生労働大臣は、関係大臣に対し、事業者による特定病原体等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請することができる。
- ② 厚生労働大臣は、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。